

まっさき！人材トレジャーバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの経験により培った知識や技術、企画力等を活かし、町民の学習機会の充実及び地域の活性化に貢献しようとする人材を登録し、その情報提供及び活用を図り、町民一人ひとりの力を活かしたまちづくりの実現に資するため、まっさき！人材トレジャーバンク（以下「人材バンク」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

- (1) 自らの知識、技術等を町民に提供し、又は自身の企画するイベント、ワークショップ、勉強会等を町民と共同して実施する意思があること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(登録手続)

第3条 人材バンクに登録又は変更登録しようとする者は、まっさき！人材トレジャーバンク登録（変更）申込書（様式第1号。以下「登録（変更）申込書」という。）を教育長に提出しなければならない。提出先については、各地区公民館又は松前町教育委員会社会教育課とする。

2 教育長は、前項の規定により登録申込があつた場合は、登録の可否を決定し、まっさき！人材トレジャーバンク登録決定・不決定通知書（様式第2号）により、申込者に結果を通知する。

(登録情報の公開)

第4条 教育長は、人材バンクに登録されたもの（以下「登録者」という。）の氏名その他登録内容を記載する一覧表（様式第3号。以下「登録者一覧表」という。）を作成する。

2 教育長は、登録者一覧表に記載した情報のうち、前条の登録申込みにおいて、登録者が公開を承諾した情報をホームページで公開する。

(禁止事項)

第5条 登録者は、人材バンクを通じた活動において、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗及び法令に反する行為
- (2) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (3) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類する行為
- (4) 人材バンクの運営を妨害する行為
- (5) その他教育長が不相当と判断する行為

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、登録（変更）申込書を速やかに教育長に提出し、承認を受けなければならない。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録した日から5年を超えない年度末までとする。

(登録の取り消し)

第8条 教育長は、登録者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 登録者から登録取消しの申し出があったとき。
- (2) 登録者が第5条各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) その他教育長が不相当と認めたとき。

(登録者の活用方法)

第9条 登録者を活用しようとする者(以下「利用者」という。)は、活用する20日前までに、まっさき!人材トレジャーバンク登録者活用申込書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。提出先については、各地区公民館又は、松前町教育委員会社会教育課とする。

- 2 教育長は、前項の申込があった場合は、その利用目的に適した登録者を紹介する。
- 3 前項の規定により情報提供を受けた利用者は、活動の日時及び謝礼、交通費、材料費等活動に要する経費等について、登録者と直接交渉し、その結果を速やかに教育長に報告するものとする。
- 4 利用者は、活動終了後、活動成果等について教育長に文書で報告するものとする。

(傷害保険・事故等)

第10条 登録者及び利用者は、当該活動の実施に伴い、危険が予想されるときは、傷害保険に自ら加入するものとする。

- 2 登録者と利用者間に問題が生じたときは、両者誠意をもって話し合い、その解決に努めることとする。その場合において、教育長はその問題に対して一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 まっさき!人材トレジャーバンクに関する庶務は、社会教育課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。